

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2024年9月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

ようやく9月となりました。年々気温の高い時期が長くなっていて、1年の中で最も過ごしやすいと思われる秋の到来が待ち遠しいですが、暦の上では既に秋。このズレを毎年強烈な違和感をもって過ごしているのは果たして私だけでしょうか。引き続き皆様も体調に気をつけてお過ごしいただきたいと思います。

さて、今回は各種「申立て」について取りあげています。前回までにお伝えした「連絡票」は相談ツールであると同時に「とりあえず家裁に伝えておきましたよ、勝手に進めていませんよ！」という後見人からのメッセージでもあるのですが、この「申立て」とは一線を画します。というのは、この「申立て」は適時に家庭裁判所に対してしておかないと契約が無効になったりして取り返しのつかないことになりかねないからです。本人に対して損害を与えてしまったり、ひいては取引の相手にも損害を与えてしまいます。

最もポピュラーなものが本人の住まいに関することです。これは家庭裁判所も最も着目している点で、引っ越したときにそこに住所を置くことができるのか等、慎重に検討しなければなりません。勝手に自宅を売ったり、取り壊したり、賃貸借契約を解除したりすることはできません。うっかりしてどこにも住所を置けなくなった、ということも耳にします。大胆かつ慎重に事を進めるのが後見人のあるべき姿なのです。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

家庭裁判所へ報告すべきことが発生した場合、後見人等は「連絡票」を用いて報告をします。それがどんな場合は先月号で説明しましたが、その中で、例えば遺産分割をするときに、後見人等と本人が共に相続人となるケースでは特別代理人選任の申立てが必要になると記載しました。このように報告だけでは足りず、「申立て」が必要となるケースもあるのです。では申立ての種類毎にもう少し具体的にみていきましょう。

【特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）の選任申立て】

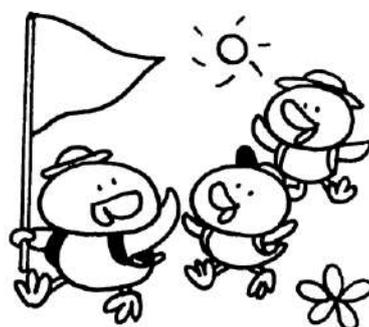
これは、本人と後見人等が共に相続人となり遺産分割協議をする等、**お互いの利害関係が衝突する可能性がある場合**に、特別代理人の選任申立てにより、後見人等に代わって裁判所が選任した別の方が本人を代理します。ただし、もし監督者がいる場合には監督者が本人を代理するため特別代理人を立てる必要はありません。特別代理人は当該手続きのために選任されるものですので、当然手続きが終わればそこで任務は終了します。

【居住用不動産処分許可の申立て】

本人の居住用不動産を処分する場合には必ず申立てが必要となります。裁判所の許可なく行った契約は無効となるので注意が必要です。この場合の居住用不動産には、**今は居住していなくても、過去に居住していたり、病院・施設を出た後に居住する予定の不動産**も含まれます。また、売却、取り壊し、抵当権の設定、賃貸に出す等の他、賃貸契約の解除もこれに該当するため、賃貸物件だから関係ないということではありません。

この他にも、「後見人等辞任・選任の申立て」（正当な事由がある場合に限られる）や、「成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可申立て」、「報酬付与の申立て」等があります。

後見人等が行う行為が連絡票や各種申立てを必要とするケースに当たらないかどうか、よく確認してから判断しましょう。



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました！！
どうぞよろしく☆

